

## キッチンカー出店規約

### 1. 目的

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会が管轄する施設で行われる、スポーツ大会参加者及び利用者の利便の向上のため、施設のスペースを活用し移動販売車及び臨時売店(以下、「キッチンカー等」という。)にて、商品の販売を行い、施設の魅力を高めることを目的とする。

### 2. 概要

#### (1) キッチンカー等事業者出店資格

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会（以下「協会」という。）に、キッチンカー等事業者として出店を希望する個人・法人・任意団体は、以下の全ての条件に該当する場合、キッチンカー等事業者出店申請書にて申請することができる。

① 上記「1. 目的」に同意できる者

② 協会の販売スケジュール、販売区画に同意できる者

③ 飲食物を販売する場合は以下の全ての条件を満たす者

ア. 瀬戸内市内での営業を許可する保健所の発行する営業許可証を有する者

イ. 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者

ウ. 食品営業賠償保険（PL 保険）等に参加している者

エ. 使用するキッチンカーは、自動車保険に参加していること

④以下の書類が提出できる者

ア. キッチンカー等出店申請書・確約書 各1部

イ. 営業許可証一式の写し 1部

ウ. （車両をリースしている者は）リース契約書の写し 1部

エ. 食品賠償保険等の証明書の写し 1部

オ. 販売メニュー品目一覧 1部

カ. 販売者写真画像枚数（出店予定する販売者すべて。ナンバープレート、販売者全体が確認可能な写真

キ. 大会日程等による場合は、大会主催者の出店同意書

#### (2) キッチンカー等事業者出店申請の禁止事業者

個人及び法人・任意団体の代表者等が以下の何れかに該当する場合は、申請することができない。

① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）

② 破産者であって、復権していない者

③ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

④ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

⑤ 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者

⑥ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

⑦ 住民税等の税金を滞納している者

- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者

(3) 出店場所及び区画

事業者の希望を調整のうえ協会が指定した場所及び区画とする。ただし、予告なく変更する場合がある。

(4) 販売可能な商品

協会が販売を認めた商品及び飲食物については営業許可証の範囲内の商品とし以下に留意する。

- ① キッチンカー以外での調理等は厳禁とするが、安全かつ清潔性が確保できる調理施設で、協会が特に認めた場合はこの限りでない。
- ② 調理済及び包装した飲食物を販売する場合は、食品衛生法に準じて、名称、期限表示、原材料、製造者、販売者等を表示すること。
- ③ 販売価格は市場価格を基準として、不当な価格で販売しないこと。

(5) 販売禁止商品

消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの及び、協会が不相当と判断したもの。

(6) 出店スケジュールの調整及び周知

キッチンカー等出店事業者は、原則、出店予定日の1か月前までに出店申請書を提出する。協会は出店申請書を受領後、調整を行い出店申請者に対し、出店予定日の3週間前までに、出店の可否、出店場所、スケジュールを周知する。

ただし、出店申請が区画の上限数に達した場合等により、希望通りの出店が出来ない場合があることに留意する。

なお、大会・イベント開催時に観客数・利用者及び出店申請状況等を勘案して、協会より出店を依頼する場合がある。

※協会が行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴及び販売品（メニュー等）を考慮した総合的な調整のことをいう。

(7) 出店時間

原則として施設の開館時間の9時00分から21時00分までの間とする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9) 利用料金（使用料）

下記の利用料金を、出店日の3日前までに全額前納にて納入することとする。なお、出店許可後に出店者が中止を申し出たときは、利用料金を支払わなければならない。また、テント及び購入者用のテーブル・椅子を設置する場合は、設置する面積を含める。ただし、協会が設置したテント・テーブル・椅子の場合は支払いの必要ない。

- ① 1㎡につき1日当たり40円

3. その他留意事項

- (1) キッチンカー等の搬入・搬出は出店者各自で行うこと。
- (2) 電力、水、その他販売に関わるものは、原則出店者各自で用意すること。

- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (4) 出店日には自身でゴミ箱と食べ残し用の容器を設置し、ゴミ、食べ残し及び排水と共に各自で持ち帰ること。
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと。(現状復帰) なお、出店者の責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償すること。
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受けた場合は速やかに協会へ報告する事。
- (8) BGM等の音楽や音響設備等による呼び込み等は行わないこと。
- (9) キッチンカー等及び販売品の事故、破損、紛失等について、協会は一切責任を負わない。
- (10) キッチンカー等事業者は、協会の出店場所の調整に誠意をもって対応すること。
- (11) 協会の運営方針や出店条件に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合は、キッチンカー等出店許可を取り消すことがある。

4. お問い合わせ（月・祝日の翌日を除く 9：00～17：00 まで）

特定非営利活動法人瀬戸内市スポーツ協会

〒701-4216 岡山県瀬戸内市邑久町下山田 1711-3

☎ 0869-22-2211 FAX 0869-22-3437

メールアドレス：[info@setouchi-taikyo.or.jp](mailto:info@setouchi-taikyo.or.jp)

附則

この規約は令和5年12月1日から施行する。